

シティハイツ竹芝エレベーター事故調査最終報告書の概要

■第1 調査の経緯 (P.4~8)

中間報告書（第3次、第4次）の調査保留項目を整理とともに、事故後の区の対応や事故の教訓を踏まえた安全に対する取組について事故調査委員会最終報告書として取りまとめる

■第2 調査保留項目の検証について (P.9~16)

▼調査保留項目

【中間報告書（第3次）】

主にブレーキ装置等の機械的不具合の原因について、事故機部品の還付を待つて行うとした8項目

【中間報告書（第4次）】

戸開走行事故を発生させるに至った保守・点検上の人為的問題について、訴訟の終結後、関係者への聴取を行なうとした8項目

▼調査保留項目の対応について

▼機械的不具合の原因：裁判や国土交通省、消費者庁の調査により事故原因が明らかにされていることや、事故機部品が分解・切断された上、劣化が進行しているため検証は実施しない

▼関係者への聴取：エレベーターの製造者、保守業者については訴訟終結後も情報共有が困難なため、聴取は実施しない。区関係者に対しては、今後の区の安全対策に資するため、聴取を行う

■第3 国土交通省・消費者庁による調査報告 (P.17~26)

国土交通省、消費者庁の調査報告書の抜粋を記載

■第4 本件事故に関わり提起された訴訟について (P.27~32)

刑事訴訟及び各民事訴訟の概要及び、ご遺族原告訴訟や区原告訴訟における和解条項・覚書についての区の対応状況を記載

■第5 区の安全対策 (P.33~35)

再発防止に向け、以下のような安全対策を実施している

- 1 安全確保に関する体制整備（「港区有施設の安全管理に関する要綱」の整備等）
- 2 区有施設エレベーターの戸開走行保護装置設置促進（装置未設置エレベーターへの装置の設置促進）
- 3 区有施設安全総点検の実施
- 4 職員研修（区有施設安全管理講習会の実施等）
- 5 エレベーター事故救助・通報訓練の実施
- 6 民間施設エレベーターの戸開走行保護装置設置促進（民間施設エレベーターの安全装置等設置助成事業）
- 7 区有施設安全等に係る緊急対応（ブロック塀の安全対策、風害に対する安全対策等）

■第6 港区安全の日 (P.36~37)

ご遺族との和解後、事故が発生した6月3日を「港区安全の日」と定め、エレベーター事故の風化防止や広く区民が施設の安全について考えるための取組を進めている

- ①「6.3 安全な社会づくりを目指して」（ご遺族らとの講演会の共催）
- ②ご遺族が講師を務める新任職員研修 ③パネル展の開催 ④区民向けセミナーの開催

■第7 事故調査委員会における調査のまとめと今後の取組の方向性 (P.38~43)

▼直接的原因

刑事訴訟第二審判決の内容を事故原因とする

「本件事故の直接的原因が、5号機のソレノイドのコイルに層間短絡が生じ、ソレノイドの推力が低下したことなどで、ブレーキアームが十分に開かなくなり、回転するブレーキドラムとライニングが摩擦してライニングが摩耗するという現象（以下「異常摩耗」という）が発生して進行したため、ブランジャーストロークが限界値に達し、ブレーキの保持力が失われたことにあることが認められるとした。」（刑事訴訟第二審判決文より抜粋）

▼事故発生前の保守点検・施設管理の問題点（事故発生に至る人為的要因）とその後の安全確保の取組

- 1 港区住宅公社による作業報告書等の確認方法に問題があった
⇒保守業者の報告書を確認し、安全性を把握している
- 2 修繕等に伴い、製造業者からの部品調達が円滑に行われていなかっただけがある
⇒製造業者系メーカーに保守委託を契約し、安全性を確保している
- 3 点検項目が適切であったか不明
⇒点検項目、周期等を定め、適切な維持管理が行われるよう周知している
- 4 点検が適切に行われていなかっただけがある
⇒保守点検記録等を施設管理者が確認し、点検状況を把握している
- 5 適切な修理を行っていなかっただけがある
⇒国土交通省「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（以下「国指針」という。）では、保守業者を選定する際、国指針のチェックリストを参考にし、対応することを定めている区は、国指針に基づき対応している
- 6 保守業者と製造業者が合同で点検を行ったが、保守内容が適切であったか不明
⇒国指針には、製造業者は所有者に必要な情報又は機材を提供又は公開し、問い合わせ等に対応する体制を整備することとされている。区は国指針に基づき対応している
- 7 港区住宅公社が防災センターから不具合の報告を受けた際の対応状況について
⇒職員等に各種研修を実施し、安全に対する意識向上、知識付与を行っている
- 8 独立系保守業者にも入札参加資格を拡大した際、仕様書において履行能力を確認する必要があった
⇒国指針では、保守業者の選定にあたって保守業者の技術力等の評価を行うこととされている区は、事故後、エレベーターの仕様を熟知する製造業者系保守業者に保守委託する契約方法に変更している

▼今後の取組の方向性

- 1 同様な事故の再発防止のため、区有施設の安全対策に係る取組を更に充実、強化する
- 2 シティハイツ竹芝エレベーター事故の記憶を風化させない取組を継続する
- 3 ご遺族との連携を強化する
- 4 対外的な連携を図り、情報収集力・情報発信力を強める
- 5 民間エレベーターに対する戸開走行保護装置の設置を促進する
- 6 事故に係わる資料の保存を図る

■中間報告書（第4次）の調査保留項目に係る区関係者に対するヒアリングの調査結果 (P.44~46)

「第2 調査保留項目の検証について」において聴取を実施することとした区関係者へのヒアリング内容について、質問項目とともに各聴取対象者からの回答を記載